

## 「タイの親権・監護権法制の概要」

### 1 はじめに<sup>1</sup>

#### (1) 法制度の歴史的沿革

タイ法の歴史において、最も重要であると考えられているのが、「三印法典」である。「三印法典」<sup>2</sup>は、1805年チャクリ王朝においてラーマ1世の命によって、アユタヤ王朝の諸法典をもとに編纂されたものである。「三印法典」は、41巻、第1部から第3部からなる。第1部では、法典の由来等を記し、第2部では、宮廷、手続、判事、夫婦、相続等について定め、第3部では王令等が規定されている。「三印法典」には、民事（婚姻法）、刑事及び行政に関する規定が存在し、1935年に廃止されるまで、改正されながら効力を有した。

その後、タイ法の歴史において大きな転換点としてあげられるのは、1855年にイギリスとの間の「ハウリング条約」の締結である。この条約の内容は、治外法権を認め、関税自主権の放棄であった。そして、その後日本と同じくタイにおいても、これらの不平等条約を撤廃するために進められたのが、西洋法に倣った法制度の整備であった。タイにおいては、フランス人を中心として法典編纂作業が進められた。そして、1908年に「刑法典」、「裁判所組織法」、「民事訴訟法」が公布され、1935年に「民商法典」の全編が公布・施行された。「民商法典」は、総則、債権、契約各論、財産（物権）、家族、相続の6編からなる。基本的には、パンデクテン方式を採用しており、大陸法の影響が強い。

#### (2) 法制度

タイにおける法源としては、憲法、法律、勅令、省例、地方自治体における各種条例等があげられる。歴史的沿革で触れたように、タイの「民商法典」の編纂は、フランス人法律家が中心となっており、タイの法制度は大陸法系の特徴を有しているといえる。なお、法典が整備されるまでは、イギリス法の影響を受けており、これら変遷を踏まえて、「イギリス法からフランス法へ、さらにドイツ法へ」<sup>3</sup>との指摘がなされている。

現在のタイの法体系は、継受法が中心であるが、「何人も、自己の直系尊属を民事上又は刑事上訴えることはできない。」（第1562条）のように、特に第5編「家族」部分においては、固有法としての特徴もみてとれる。

#### (3) 裁判制度

タイの裁判制度は、憲法裁判所、司法裁判所、行政裁判所、軍事裁判所の4つに分類される。さらに司法裁判所は、通常裁判所と専門裁判所の2つに分類され、専門裁判所の1つに少年家庭裁判所がある。少年家庭裁判所は、バンコクにおける中央少年家庭裁判所と県におかれる県少年

<sup>1</sup>条文の記載については、少年家庭裁判所の設置及び少年家事事件手続法については「手続法」、ハーグ条約実施法については「実施法」、民商法典については特に記載しないものとする。

<sup>2</sup>「三印法典」とは、各表紙に民部、兵部および港務の各省の印が付されていた事より、この名称が付けられている。

<sup>3</sup>Preedee Kasemsup, 'Reception of Law in Thailand - A Buddhist Society', in: Masaji Chiba (ed.), Asian Indigenous Law - In Interaction with Received Law, p. 292-293 (KPI, 1986), 五十嵐直行「タイ民商法典の比較法的考察<序説> (1)」法政研究 62巻 3-4号 330頁。

家庭裁判所がある。少年家庭裁判所では、離婚や子の扶養といった家事事件を取り扱うが（手続法第 10 条）、それ以外に、7 歳から 18 歳までの子の刑事事件についても管轄を有する。なお、少年家庭裁判所の 4 人の裁判官のうち 1 人は女性でなければならない。

また、南部 4 県（パタニ、ナラティワット、ヤラ、サトゥーン）においては、イスラム教徒が多く、一夫多妻婚のような民商法典とは異なった制度を有している為に、1946 年に南部 4 県イスラム施行法が制定され、第一審の家族及び相続に関する争いについてのみ、当事者双方がイスラム教徒であるか、又はイスラム法の適用について争いが無い場合には、イスラム法が適用されている。イスラム法適用に際しては、慣習法や複数の学派が存在し、複雑な問題が生じ得る。またその際、裁判では、通常の裁判官に、イスラム法の専門家として助言を行う 1 人のカーディーが裁判に加わる事となっている。カーディーは、イスラム法に関する事柄についてのみ判断する。

#### **(4) 家事紛争の処理**

少年家庭裁判所の審理は、性質上当事者の和解を中心に進められる。少年家庭裁判所の審理において最も重視されるのは子の利益である。子の利益を最大限尊重する上で、裁判所は専門家に對して助言等を求めることができる（手続法第 31 条）。

手続きは一般に非公開であり（手続法第 153 条）、控訴裁判所、最高裁判所の少年部に控訴・上告できる。

## **2 関連法令**

### **(1) 民商法典第 5 編「家族」**

民商法典第 5 編「家族」は、第 1 章「婚姻」（第 1435 条—第 1535 条）、第 2 章「親子」（第 1536 条—第 1598 条の 37）、第 3 章「扶養」（第 1598 条の 38—1598 条の 41）から成る。

法典編纂作業においては、特に第 5 編「家族」部分に関しては、婚約に関する規定等、タイの伝統法が条文に取り入れられた。その後、第 5 編「家族」部分は、1976 年（1974 年にタイ王国憲法が制定）、1990 年、2008 年に改正が行われている。改正により、親子の権利及び義務を強調する規定が盛り込まれた。

### **(2) 児童保護法**

児童保護法は、2003 年に制定され、全 9 章 88 条から成る。主に児童の保護に係る機関や手続に関して規定がなされている。

児童保護法における、児童とは、18 歳未満の者を指す（児童保護法第 4 条）。

第 2 章「児童の処遇」では、児童の処遇について、第一義的に子の最善の利益が重要であり、不当な差別はいかなるものも許されないとする（児童保護法第 22 条）。また後見人は、地方の伝統、慣習及び文化に相応しい方式で、子の養育に努めるものとする（児童保護法第 23 条）。なお、児童保護法における後見人とは、父母、監護を行う者、養親及び民商法典による保護者、継親、その他子を監護又は保護する者を指す。

### (3) 少年家庭裁判所の設置及び少年家事事件手続法

1991年に少年家庭裁判所の設置及び少年家事事件手続法の制定により、少年家庭裁判所が設置された。本法は、2010年に改正が行われており、全18章206条から成る。

少年家庭裁判所の管轄等が規定されており、その一つとして家事事件があげられている（手続法第10条）。本法において、子は15歳に達しない者であり、児童は15歳から18歳の者を指す（手続法第4条）。特に、第13章「家事事件の審理及び考慮」、第14章「未成年者の利益又は利害関係を有する家事事件の審理」において、子の利益の考慮等についての手続きが規定されている。例えば、夫婦間の婚姻が継続し難い場合は、子の福祉及び将来を、最も重要な事項として考慮することが求められている（手続法第146条）。

### (4) ハーグ条約実施法

ハーグ条約実施法は、2012年に制定され、全4章25条から成る。タイは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約を2002年11月に締結しており、ハーグ条約を取り扱う国内法制として本法が制定された。タイにおけるハーグ条約上の中央当局としては、法務大臣（Office of the Attorney General）が指定されており（実施法第3条）、中央当局は、本法の下、連れ去られた子の所在をつきとめることや、子の不当な処遇から保護する権限、義務を有する（実施法第5条）。

## 3 婚姻及び離婚制度

民商法典第5編「家族」の第1章「婚姻」は、第1節「婚約」（第1435条－第1447条の2）、第2節「婚姻の要件」（第1448－第1460条）、第3節「夫婦関係」（第1461条－1464条の1）、第4節「夫婦財産関係」（第1465条－第1493条）、第5節「婚姻の無効」（第1494条－第1500条）、第6節「婚姻の解消」（第1501条－1535条）から成る。

### (1) 婚姻

婚姻の要件として、実質的要件（第1448条－第1456条）及び形式的要件（第1457条－第1459条）が存在する。実質的要件としては、わが国と同じように、近親婚の禁止（第1450条）、重婚禁止（第1452条）、再婚禁止期間に関する規定（第1453条、ただしタイでは再婚禁止期間は、310日と規定されている）が存在する。また形式的要件として、婚姻は、登録することによって成立する。婚姻後、妻が夫の家で夫と同居する場合には、妻は夫の家族登録に入るが、夫が妻の家で妻と同居する場合には、夫が妻の家族登録に入る<sup>4</sup>。

### (2) 離婚

婚姻は、死亡、離婚又は裁判所による取消しによって解消する（第1501条）。離婚については、協議離婚と裁判離婚が認められている（第1514条）。協議離婚は、書面によって2人以上の証人の署名により行われ、その離婚の登録によって成立する。裁判離婚については、離婚の訴えを提起できる事由として、第1516条に（1）－（10）が列挙されている。

---

<sup>4</sup>ウィチャー・マハークン、西澤希久男「タイ家族法（上）」戸時604号53頁。

なお、離婚前において、配偶者との同居が他方配偶者にとって耐えがたいものである場合、当事者は別居を申し立てることができ、裁判所は別居を認めることができる（第 1462 条）。

#### 4 親権・監護権法制

民商法典第 5 編「家族」の第 2 章「親子」は、第 1 節「親子関係」（第 1536 条—第 1560 条）、第 2 節「親子の権利義務」（第 1561 条—第 1584 条の 1）、第 3 節「後見」（第 1585 条—第 1598 条の 18）、第 4 節「養子」（第 1598 条の 19—第 1598 条の 37）から成る。

##### (1) 親子関係

婚姻中又は婚姻の解消から 310 日以内に生まれた子は、夫又は夫であった男の嫡出子と推定する（第 1536 条）。婚姻していない女が生んだ子は、当該女のみと嫡出関係を有し（第 1546 条）、男との間には法的関係は生じない。ただし、婚姻していない男女から生まれた子は、男女の後の婚姻、父による申請の登録又は裁判所の判決によって、法律上の父子関係が発生する（第 1547 条）。父子関係の嫡出性の否認は、父からのみだけでなく、子からも請求可能である（第 1548 条）。

親子関係から生じる効果について、父母は、子が未成年者の間、扶養し、適切な教育を受けさせる義務を負い、子が成年に達したのちは、子が虚弱であり自ら生計を立てることができない場合に限り、子を扶養する義務を負う（第 1564 条）。なおタイにおける成年は、20 歳である（第 19 条）。子も、父母を扶養する義務を負う（第 1563 条）。

タイの親子関係については、「タイの農村部においては古くから行われている慣例である親は子どもに対して強い権限を持ち、子どもは親のものであるという考え方が未だにみられる。」<sup>5</sup>との指摘がある。

##### (2) 親権・監護権

###### ア 親権の内容

「民商法典」では、成年に達しない子は、父母の親権に服すると規定されている（第 1566 条）。

親権とは、成年に達しない子を養育するために、親が排他的に行使する権利義務の総称である。親権者は、子の法定代理人である（第 1569 条）。

権利の内容としては、①子の居所を決定すること、②教育のため、相当な方法で子を懲戒すること、③子の能力及び生活水準に応じた労働を要求すること、④子を不法に拘束している者に対して、子の返還を要求することである（第 1567 条）。

親権者である父母の一方が婚姻中に子を連れ去った場合には、父母双方ともに親権者であるために、第 1567 条による返還請求はできないと考えられている（最高裁判所裁判例 3461/2541）。この場合、裁判所において、父又は母のどちらと生活するのが子の最善の利益になるのかという観点から、監護、面会交流、扶養料について決定することとなる。

その他、親権には子の財産管理権が含まれている（第 1571 条）。未成年者の財産に関して、親権者が、財産を売却したり、消費貸借を行う場合は、裁判所の許可が必要とされている（第 1574 条）。親権者の利益と未成年の利益とが相反する場合には、親権を行行使する者はその行為を行うた

---

<sup>5</sup>ウィチャー・マハークン、西澤希久男、前掲注（4）48 頁。

めに裁判所の許可を得なければならない、裁判所の許可を得なければ当該法律行為は無効となる（第 1575 条）。

親権者が、禁治産若しくは準禁治産宣告を受ける、親権の濫用を行う、又は著しく不行跡がある場合、裁判所は職権又は検察官、子の親族の申立てによって、親権の一部又は全部の剥奪を命じうる（第 1582 条）。親権の剥奪が生じた場合でも、扶養義務は免れることはない（第 1584 条）。また、親権の一部又は剥奪した原因が無くなった場合には、その者又は未成年者の親族の申立てに基づく裁判所の許可によって親権を回復しうる（第 1583 条）。

#### イ 親権者

成年に達しない子は、父母の親権に服する。ただし、次の場合においては、父母の一方のみが親権者となる。①母又は父が死亡したとき、②母又は父の生死が不明のとき、③母又は父が禁治産宣告又は準禁治産宣告を受けたとき、④母又は父が精神病のために病院に入院しているとき、⑤裁判所の命令により父又は母のいずれかに親権が認められたとき、⑥法律の規定に基づいて、父母が親権行使に関する合意をしたとき（第 1566 条）である。

婚姻していない女性が生んだ子は、その女性が単独の親権者となる。また、子を有する者が、再婚した場合には、その子の親権は子を有する者が行使する（第 1568 条）。すなわち、再婚によって夫又は妻となった者が、親権を有するものではない。その他、親権の行使については、婚姻が無効となった場合において、配偶者間において当事者のどちらが子の親権を行使するかについて、書面によって取り決める（第 1499 条の 1）。

#### ウ 監護権

監護権は、民商法典上の親権よりも狭い概念で用いられており、身体的な後見を指し、親権者とは別に子を實際上監護する者がいる場合に監護権が生じる。従って、親権を行使する者は、監護権者に対して子の返還を求める事が可能となる（第 1567 条）。実施法第 2 条では、監護権について、子の居所を決定する権利を含み、子を養育する権利であると規定する。

監護権は法の適用、裁判所若しくは国の命令又は法的効果を伴う合意によって生じ得る。離婚訴訟係属中については、裁判所は当事者の一方の申立てにより、子の監護及び扶養について仮命令を出すことができる（第 1530 条）。夫婦が離婚する場合には、子の監護についても離婚の合意に含めて取り決めうる。またその合意には、子の面会交流及び扶養についても合意しうる。またその取り決めは、登録されなければならない。婚姻していない男女の子は、母の単独監護に服するが、母及び子が、男と子の嫡出性について合意し、嫡出性の登録を行った場合には、子の共同監護を認めうる。

子の監護に関する問題は、子を有する配偶者が離婚又は別居生活を行う場合に生じる。

#### エ 面会交流

離婚において非監護親は、裁判所又は当事者の合意によって面会交流が認められる。その取り決めは、いつ、どこで、どの程度（時間）面会交流を行うか等、詳細に決められる（第 1584 条の 1）。第 1584 条の 1 の面会交流権は、親権の有無等に関係なく、親としての基本的な権利として位置づけられている。従って、たとえ親権が全部又は一部剥奪されていても、親は子と連絡、面会交流を行うことが認められている。しかし、面会交流がその子に身体的又は精神的な害を及

ばす場合には、裁判所は面会交流権を制限することができる。なお、親以外の例えば祖父母等に関しては、親の同意なくして面会交流権は認められていない。実施法 2 条において、面会交流権（アクセス権）は、限られた期間において、子の常居所地からその他の場所に子を連れて行く権利を含むと規定されている。

タイにおいても、監護親が非監護親の面会交流権を侵害するケースが生じているが、監護親が子を非監護親から遠くに連れ去る行為は違法であり、非監護親は少年家庭裁判所の調査及び保護機関又は裁判所に申し立てることができる。

## オ 後見

未成年者で父母がいない者又は父母が親権を剥奪されている者は、未成年の間、後見人を付する（第 1585 条）。また、子が成年に達するまで子に与えられた財産を管理する財産管理人を付することも可能であり、財産管理人には父母、後見人以外の者でもなり得る。ただし、破産者、未成年者に対して訴えを提起したことがある者等は、後見人になれない（第 1587 条）。後見人は原則として一人のみであるが、父母の遺言書に複数の後見人の指名がなされていたり、相当な事由がある場合には、複数人選任される場合もある。父母が成年に達していない子の後見人である場合には、親権を行使する者の権利義務に関する規定を準用する（第 1598 条の 18）。

後見人が死亡、破産者となった場合に後見は終了し（第 1598 条の 7）、又後見人が権限を濫用し、義務を履行しない場合には裁判所によって解任される（第 1598 条の 8）。

### (3) 別居および離婚の際の子の親権・監護

タイの離婚制度は、協議離婚と裁判離婚が存在するが、協議離婚の場合に、配偶者はそれぞれの子の親権行使について書面によって合意する。書面にはどちらの親が親権を行使するか明確にしなければならず、不明確な場合には取決めはないものとみなされる。そして、合意をしていない、又は合意し得なかった場合、子の親権については裁判所が決定する。裁判離婚の場合には、離婚事件を審理した裁判所が、それぞれの子の親権がどちらの当事者に帰属するかについても判断する。その審理において、配偶者が第 1582 条による親権の剥奪事由を有すると考えられる場合、裁判所は配偶者の親権を剥奪し、子の幸福及び利益を考慮して第三者を後見人に選任する命令を出すことも可能である（第 1520 条）。また、その後見人に、不行跡又は選任後に状況の変化が生じた場合は、裁判所は子の幸福及び利益を考慮して、新たな後見人を選任する命令を出すことも可能である（第 1521 条）。

裁判所が監護者を決定する中で最も重要なのは、子の利益である。裁判所では、以下のような考慮事項が示されている。

- ① 幼い子については、母親優先（最高裁判所裁判例 303/2488）。
- ② 継続性、つまり子を養育している親が引き続き子を養育すべきである（最高裁判所裁判例 3035/2533）。
- ③ 兄弟姉妹は一緒にする、兄弟姉妹を別々にする特別の事情がない限りは、兄弟姉妹は一緒に親の下に暮らす（最高裁判所裁判例 9130/2539）。
- ④ 子の希望及び感情の考慮、8 歳を超えると子の意見を聞くことはふさわしいと考えられ、8 歳

に満たない子の意見は裁判所が判断する際にあまり重きをおかない（最高裁判所裁判例 1454/2454）。

- ⑤ 学校及び家庭において、教育、宗教及び知的発達について、どちらの親が子によりよいものを提供しうるかを考慮する（最高裁判所裁判例 5484/2537）。
- ⑥ 環境について、子が適した環境及び学校にあればこの環境を変えるべきではない
- ⑦ 親子間での愛情及び愛着の考慮（最高裁判所裁判例 4062/2533）
- ⑧ 親が子のために提供する施設及び医療的ケアを考慮（最高裁判所裁判例 4125/2528）

上記基準を決定する際の資料について、少年家庭裁判所によって設立されている調査及び保護機関は、ソーシャルワーカーに子の監護事件において、子及び父母の評価を行わせる（手続法第 167 条）。そしてその評価書は少年家庭裁判所に手渡され、子の監護の決定の際に用いられる。また裁判所は、相応しいと考える場合又は当事者の求めによって、6 か月を超えない期間において試験的に未成年者の後見又は親権の行使について条件を設定することもできる（手続法第 164 条）。

ちなみに離婚における子の親権が争われた数は、2012 年では 3083 件であり家事事件全体 8868 件の約 35%を占めており、最も多い（少年調査保護局の 2012 年の統計報告）。

刑法典には、正当な根拠なく、15 歳に達しない子を親、後見人又は子の養育を行っている者から連れ去った者は、3 年から 15 年の懲役に処し、6000 から 30000 バーツの科料に科する（刑法典 317 条）。ただし、親による連れ去りについては、刑法上の罪には問われない。